# 昭和四十九年法律第七十九号

目次

電源開発促進税法

第五章 第四章 罰則(第十二条—第十四条) 申告及び納付(第七条・第八条) 課税標準及び税率(第五条・第六条) 雑則(第九条—第十一条)

総則(第一条—第四条)

### 第一章

、課税目的及び課税物件

第一条 原子力発電施設、水力発電施設、地熱発 設の利用の促進及び安全の確保並びにこれらの等のための財政上の措置並びにこれらの発電施 り、電源開発促進税を課する。 配電事業者等の販売電気には、この法律によ ための措置に要する費用に充てるため、一般送 発電施設による電気の供給の円滑化を図る等の 電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る (定義

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 第十一号の二(定義)に規定する配電事業を 九年法律第百七十号)第二条第一項第八号 (定義) に規定する一般送配電事業及び同項 一般送配電事業等 電気事業法(昭和三十 2

る配電事業者をいい、一般送配電事業等以外 のとする。 項において同じ。)を併せ営むものを含むも る電気事業をいう。次号イ及び第十一条第二 の電気事業(同項第十六号(定義)に規定す 業者及び同項第十一号の三(定義)に規定す 項第九号(定義)に規定する一般送配電事 一般送配電事業者等 電気事業法第二条第

(税率)

販売電気 次に掲げる電気をいう。

気事業(当該他の一般送配電事業者等の供 等に当該他の一般送配電事業者等が営む電 二号(定義)に規定する特定送配電事業を をいう。)又は特定送配電事業(同項第十 以外の事業を除く。イにおいて同じ。)と いい、同号に規定する小売供給を行う事業 項第二号(定義)に規定する小売電気事業 給区域以外の地域において当該一般送配電 して供給した電気(他の一般送配電事業者 一般送配電事業者等が一般送配電事業 小売電気事業(電気事業法第二条第一 兀

供給を受けて営む特定送配電事業を除く。) 号(定義)に規定する電力量調整供給を行 送配電事業として供給したもの、同項第七 が維持し、及び運用する一般送配電事業等 外の地域において当該一般送配電事業者等 の用に供するための電気として供給したも つたもの並びに同項第四号(定義)に規定 の用に供する電線路を介することなく特定 の、当該一般送配電事業者等の供給区域以 電事業等の用に供する電線路により電気の

じ。 を除く。第七条第一項第二号において同 する振替供給を行つたものを除く。) (発電又は放電のために直接使用したもの 一般送配電事業者等が自ら使用した電気

(納税義務者)

|第三条 一般送配電事業者等は、その販売電気に つき、電源開発促進税を納める義務がある。 (納税地)

|第四条 電源開発促進税の納税地は、 配電事業者等の住所地とする。 当該一般送

第二章 課税標準及び税率

(課税標準

|第五条 電源開発促進税の課税標準は、一般送配 電事業者等の販売電気の電力量とする。

は、政令で定める。 項の販売電気の電力量の計算に関し必要な事項 定額をもつて定められているものについての前 一般送配電事業者等の販売電気でその料金が

第六条 電源開発促進税の税率は、販売電気千キ ロワット時につき、三百七十五円とする。 第三章 申告及び納付

(課税標準及び税額の申告)

めるところにより、次に掲げる事項を記載した第七条 一般送配電事業者等は、毎月、政令で定 二 その月中において一般送配電事業者等が自 申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄 する税務署長に提出しなければならない。 が確定した販売電気の電力量 その月中において料金の支払を受ける権利

三 前二号に掲げる電力量の合計電力量 ら使用した電気の電力量 において「課税標準数量」という。) (次号

(以下「納付すべき税額」という。)

課税標準数量に対する電源開発促進税額

事業者等が維持し、及び運用する一般送配 2 して政令で定めるところにより計量した電力量 Ŧi. に相当する電力量とする。 前項第二号に掲げる電力量は、当該電力量と その他参考となるべき事項

第八条 前条第一項の規定による申告書を提出し 限内に、当該申告書に記載した納付すべき税額 た一般送配電事業者等は、当該申告書の提出期 ればならない。 に相当する電源開発促進税を、国に納付しなけ (電源開発促進税の期限内申告による納付)

第四章 雜則

(一般送配電事業等の開廃等の届出)

第九条 一般送配電事業等を開始し、廃止し、若 事業等の許可を取り消された者は、政令で定め るところにより、その旨を納税地の所轄税務署 しくは休止しようとする者又は当該一般送配電 長に届け出なければならない。

2 電気事業法第十一条 (承継) (同法第二十七 場合において、当該期間内にその届出がされた ら一月以内に、その旨を書面により、納税地の 定により一般送配電事業者等についてその地位 を含む。第十一条第一項において同じ。)の規 条の十二の十三(準用)において準用する場合 ときは、当該地位を承継した日において、前項 所轄税務署長に届け出なければならない。この 定めるところにより、当該地位を承継した日か においては、当該地位を承継した者は、政令で た場合を除く。第十一条第一項において同じ。) の譲渡し又は分割によりその地位の承継があつ の承継があつた場合(一般送配電事業等の全部 (記帳義務) の規定による届出があつたものとみなす。

第十条 一般送配電事業者等は、政令で定めると ころにより、その販売電気の電力量、納付すべ き税額その他これらに関する事項を帳簿に記載 しなければならない。

(申告義務の承継等)

第十一条 電気事業法第十一条 (承継) の規定に 義務を承継する。 継があつた場合においては、当該地位を承継し た者は、当該一般送配電事業者等の次に掲げる より一般送配電事業者等についてその地位の承

前条の規定による記帳の義務 第七条第一項の規定による申告の義務

2 があつた場合において、事業承継法人等(当該 があり、又は一般送配電事業者等について分割 一般送配電事業者等が営む電気事業の譲渡し

> 当該事業承継法人等を一般送配電事業者等とみ 該譲渡し又は分割に係る販売電気については、 う。) が一般送配電事業者等でないときは、当 り電気事業を承継した法人又は当該譲渡し若し 電気事業を譲り受けた者若しくは当該分割によ くは分割の後も引き続き電気事業を営む者をい

第五章 罰則

第十二条 偽りその他不正の行為により電源開発 又はこれを併科する。 以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、 促進税を免れ、又は免れようとした者は、五年

当該電源開発促進税に相当する金額以下とする 促進税に相当する金額が百万円を超える場合に ことができる。 は、情状により、同項の罰金は、百万円を超え 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発

3 金に処し、又はこれを併科する。 の規定による申告書をその提出期限までに提出 は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の しないことにより電源開発促進税を免れた者 第一項に規定するもののほか、第七条第一項

4 することができる。 超え当該電源開発促進税に相当する金額以下と 促進税に相当する金額が五十万円を超える場合 には、情状により、同項の罰金は、五十万円を 前項の犯罪に係る販売電気に対する電源開発

|第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す

出期限までに提出しなかつた者 第七条第一項の規定による申告書をその提

二 第十条の規定による帳簿の記載をせず、 しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者 若

2 第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 る時効の期間は、 につき法人又は人に罰金刑を科する場合におけ 理人、使用人その他の従業者が、その法人又は 人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。 したときは、その行為者を罰するほか、その法 前項の規定により第十二条第一項の違反行為 人の業務又は財産に関して前二条の違反行為を 同項の罪についての時効の期

則 抄

(施行期日等)

1 し、同年十一月一日以後に料金の支払を受ける この法律は、昭和四十九年十月一日から施

用する。

田する。
東京に対する電源開発促進税について適定する電気に対する電源開発促進税について適能がされる同条第一項第二号に規 権利が確定される販売電気及び同日以後に第七

# (昭和五五年五月三一日法律第七

る権利が確定される同項第一号に規定する販売税について適用し、同日前に料金の支払を受け項第二号に規定する電気に対する電源開発促進 法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び支払を受ける権利が確定される電源開発促進税 発促進税については、なお従前の例による。 条第一項第二号に規定する電気に対する電源開 電気及び同日前に同条第二項の計量がされる同 同日以後に同条第二項の計量がされる同条第一 日から起算して一月を経過した日以後に料金の改正後の第六条の規定は、この法律の施行の この法律は、公布の日の翌日から施行する。

3 進税に係るこの法律の施行後にした行為に対す る罰則の適用については、なお従前の例によ により従前の例によることとされる電源開発促 この法律の施行前にした行為及び前項の規定

### 七号) 附 則 〈昭和五八年五月二〇日法律第四

この法律は、 昭和五十八年九月一日から施行

2

気に対する電源開発促進税については、なお従の計量がされる同条第一項第二号に規定する電号に規定する販売電気及び同日前に同条第二項 がされる同条第一項第二号に規定する電気に対する販売電気及び同日以後に同条第二項の計量 料金の支払を受ける権利が確定される同項第一 する電源開発促進税について適用し、同日前に る電源開発促進税法第七条第一項第一号に規定 一日以後に料金の支払を受ける権利が確定され 改正後の第六条の規定は、昭和五十八年十月

によりなお従前の例によることとされる電源開この法律の施行前にした行為及び前項の規定 対する罰則の適用については、なお従前の例に発促進税に係るこの法律の施行後にした行為に

# 号 附 則 (平成七年四月二一日法律第七五

#### 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

|第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。 (罰則の適用)

のほか、この法律の施行に関して必要な経過措第十二条 附則第二条から前条までに定めるもの 置は、政令で定める。 (政令への委任)

### 〇附 号 〕則 則 抄 (平成一一年五月二一日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年三月二十一日 ら施行する。

## 号附 則 (平成一三年三月三〇日法律第六

(施行期日)

ら施行する。ただし、次に掲げる規定は、第一条 この法律は、平成十三年三月三十一 四月一日から施行する。 ー 同 日 か

一及び二 略

三 第四条から第十条までの規定並びに附則第 係る部分を除く。)の規定 法律第百七十二号)第二百六十九条第三項に 及び第二十八条(会社更生法(昭和二十七年 十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条

(罰則に関する経過措置)

則の規定によりなお従前の例によることとされ第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附 よる。 対する罰則の適用については、なお従前の例にる法人税に係るこの法律の施行後にした行為に

(政令への委任)

# 号 附

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日 そする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当14一条 この法律は、平成十五年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

イからトまで 略次に掲げる規定 平成十五年十月 一日

五十五条までの規定 第十条の規定及び附則第五十三条から第

|第五十三条 第十条の規定の施行前に課した、又 (電源開発促進税法の一部改正に伴う一般的経

は、なお従前の例による。は課すべきであった電源開発促進税について

第五十四条 次の各号に掲げる期間内に、料金の 税法第六条の規定にかかわらず、当該各号に掲 は、第十条の規定による改正後の電源開発促進規定する電気に対する電源開発促進税の税率 同条第二項の計量がされる同条第一項第二号に 法第七条第一項第一号に規定する販売電気及び支払を受ける権利が確定される電源開発促進税 げる税率とする。

十一日まで 販売電気千キロワット時につき 平成十五年十月一日から平成十七年三月三

二 平成十七年四月一日から平成十九年三月三 十一日まで 販売電気千キロワット時につき

(電源開発促進税法の一部改正に伴う罰則に係

第五十五条 第十条の規定の施行前にした行為及 については、なお従前の例による。 の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用 よることとされる電源開発促進税に係る第十条 び附則第五十三条の規定によりなお従前の例に

もののほか、この法律の施行に関し必要な経過第百三十六条 附則第二条から前条までに定める 措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施 行する。

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

イからヲまで 略

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則る規定にあっては、当該規定。以下この条にお第百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げ する罰則の適用については、なお従前の例によ 場合におけるこの法律の施行後にした行為に対 の規定によりなお従前の例によることとされる

四百二十五円

四百円

る経過措置)

(政令への委任)

(施行期日) 二号) 抄

号) (平成二二年三月三一日法律第六

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から

(罰則に関する経過措置) 第十三条の規定

(その他の経過措置の政令への委任)

第百四十七条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 で定める。 政令

#### 号) 則 抄 (平成二三年三月三一日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日 年法律第百十四号)の公布の日から施行する。 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三 構造の変化に対応した税制の構築を図るため 施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の 附 則 (平成二三年六月三〇日法律第八

# 抄

(施行期日) 号)

第一条 この法律は、公布の日 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定計・一条 この法律は、公布の日から施行する。た める日から施行する。

月を経過した日 次に掲げる規定 公布の日から起算して二

ワ 第十四条中電源開発促進税法第十三条にイからヲまで 略 改正規定 二項を加える改正規定及び同法第十四条の

罰則に関する経過措置)

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 規定にあっては、当該規定。以下この条にお て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則

(その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、こ 定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

### 〇九号) 附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一

施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。 公布の日から起算して一年

附 四号) 則 (平成二三年一二月二日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 める日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 公布の日から施行する。

一次に掲げる規定から四まで 略 ワ イからヲまで 第十四条及び附則第三十三条第八項の

平成二十五年一月一日

(酒税法等の一部改正に伴う経過措置

従前の例による。 置調査に係るものを含む。)については、なお第二項の規定による質問又は検査(当該経過措 と認められる者に対して同日以前に行った同条 の事業に関し当該一般電気事業者と取引がある する電気を供給したと認められる者その他自己 合を含む。以下この項において同じ。)に規定 び同条第二項(同条第三項において準用する場 過措置調査」という。)に係るものを含む。)及 っていたものに限る。以下この項において「経 係る同条第一項の規定による質問又は検査を行 以前に当該一般電気事業者に対して当該調査に 又は検査(同日後引き続き行われる調査(同日 以下この項において同じ。)の規定による質問 項(同条第三項において準用する場合を含む。 項に規定する一般電気事業者に対して行った同 の規定による改正前の電源開発促進税法(以下 「旧電源開発促進税法」という。)第十二条第一 平成二十四年十二月三十一日以前に第十四条

(罰則に関する経過措置)

定にあっては、当該規定。以下この条において第百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 後となる場合における経過措置) (この法律の公布の日が平成二十三年四月一日 罰則の適用については、なお従前の例による。 におけるこの法律の施行後にした行為に対する 定によりなお従前の例によることとされる場合 同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規

第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三 必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し 年四月一日後となる場合におけるこの法律によ 過措置は、政令で定める。 その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経

(その他の経過措置の政令への委任)

第百五条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定

(納税環境の整備に向けた検討)

た

第百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の 保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円 に向け、引き続き検討を行うものとする。 滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備

## 号) 則 (平成二六年六月一八日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 から施行する。 六月を超えない範囲内において政令で定める日

第六十一条 施行日前に課した、又は課すべきで 例による。 あった電源開発促進税については、なお従前の (電源開発促進税法の一部改正に伴う経過措置)

号に規定する販売電気と、施行日以後に同条第源開発促進税法」という。)第七条第一項第一 気とそれぞれみなして、新電源開発促進税法の開発促進税法第七条第一項第二号に規定する電 税法(以下この項において「旧電源開発促進税 される前条の規定による改正前の電源開発促進 規定を適用する。 第一項第二号に規定する電気については新電源 二項の計量がされる旧電源開発促進税法第七条 電源開発促進税法(以下この項において「新電 販売電気については前条の規定による改正後の 法」という。)第七条第一項第一号に規定する 施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定

### 七号) 則 抄 (平成二七年六月二四日法律第四

る日

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。

Ŧi. 項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一 第二十八条 (第五項を除く。)、第二十九条か 条から第十五条まで、第十七条、第二十条、 除く。)及び第五条の規定並びに附則第十二 条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び ら第三十一条まで、第三十三条、第三十四 第二十三条から第二十五条まで、第二十七条 第二十一条、第二十二条(第六項を除く。)、 (附則第二十四条第一項に係る部分に限る。)、 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を 第二十九条第一項、第三十条第一項及び 第二十五条、第二十八条第一項及び第二

> 六月を超えない範囲内において政令で定め 九十七条の規定 公布の日から起算して二年 第三号イの改正規定(「発電量調整供給」 税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条 号に係る部分に限る。)、附則第八十五条中登 号)第四十五条第一項の改正規定(同項第二 三条中法人税法(昭和四十年法律第三十四 九条から第八十二条までの規定、附則第八十 第七十八条第一項から第六項まで及び第七十 条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六 条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中 びに附則第九十条から第九十五条まで及び第 七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進 同表第百四号(八)の改正規定、附則第八十 録免許税法別表第一第百一号の改正規定及び 号)第三百四十九条の三第三項及び第七百一 第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条 に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十八 (第四号から第六号までに係る部分に限る。) (第四号から第六号までに係る部分に限る。)、 「電力量調整供給」に改める部分に限る。)

六及び七 開発促進税法第二条第二号の改正規定、同法第十一条までの規定、附則第八十八条中電源 の規定 平成二十六年改正法の施行の日 同法第十一条の見出しの改正規定及び同条に 第九条第二項の改正規定(「第十一条に」を 「第十一条第一項に」に改める部分に限る。)、 一項を加える改正規定並びに附則第九十六条 附則第三条から第五条まで及び第九条から

第八十九条 施行日前に課した、又は課すべきで あった電源開発促進税については、なお従前の 例による。 (電源開発促進税法の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定 進税法 法第七条第一項第一号に規定する販売電気につ 以下この条において同じ。)による改正前の同 力量調整供給」に改める部分を除く。)に限る。 三号イの改正規定(「発電量調整供給」を「電 される前条の規定(電源開発促進税法第二条第 いては、前条の規定による改正後の電源開発促 (以下この条において「新電源開発促進

> 規定を適用する。 る販売電気とみなして、新電源開発促進税法 税法」という。)第七条第一項第一号に規定す

第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七

# 号) 則 (令和二年六月一二日法律第四九

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行

各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 第一条中電気事業法目次の改正規定 当該

規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正 三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、 規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)並 同法第百二十条第四号の改正規定、第五条の 規定、同法第百十九条第九号の改正規定及び る改正規定、同節第五款に一条を加える改正 節第六款中第三十四条を第三十四条の二とす 三十一条の前に見出しを付する改正規定、同 条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第 条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七 第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七 を「第三十四条の二」に改める部分に限る。) 命令等」を「災害等への対応」に、「第三十 気事業者」を「電気事業者等の」に、「供 定 る部分に限る。)及び同法附則第二十三条第 十六条の十一」を「第六十六条の十」に改め 法律附則第十六条第四項の改正規定(「第六 びに第六条中電気事業法等の一部を改正する 定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法 三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」 第九条から第十二条まで及び第二十八条の規 一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改 同法第二十六条の次に二条を加える改正規 公布の日

### 則 抄 (令和四年五月二〇日法律第四六

施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

(政令への委任) 附則第三十二条の規定 公布の日

第三十二条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、 の法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関 政令で定める。

4	
	時則(令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (新五百九条の規定 公布の日